

## 農水省「1等米と2等米のコスト差500円」は“うそ” 「国会質問に虚偽答弁」「改ざん資料を検討会に配布」は農水省の隠蔽体質

これまで岩手や秋田県議会を初め、消費者団体などが見直しを求めてきた農産物検査法。しかし農水省は2008年2月の農産物検査規格検討会で、これらの議会や団体が提出した意見書の存在を隠し、「現行規格とする」と結論付けた資料を作成・配布しています。

また寺田学衆議院議員が2007年3月の予算委員会で行った質問に対する答弁では、「数字のトリック」を使い事実と異なる説明を行っています。これらはヤミ専従文書の改ざん問題などと共通する「体質」といわざるを得ません。

### 嘘その一 コスト差が過大に見える比較

農水省は寺田議員の質問に対する「コスト差500円」の根拠を次のように述べています。

**着色粒がない場合と 2等（着色粒 0.3%以内）のコスト差約500円/60kg**

これは正しい比較とはいえません。なぜなら、正しい比較はいずれも上限値、または下限値にしなければなりません。しかしこの比較は上限値と下限値の比較であり、差を実際よりも大きく見せようと意図したのは明らかです。

そこで、いずれも下限値で比較し直すと次のように差は356円に小さくなります。

**1等（着色粒 0.1%以内）と 2等（着色粒 0.3%以内）のコスト差約356円/60kg**

しかしこの場合の「356円」も妥当なコスト差ということにはなりません。農水省の試算には他にもカラクリが仕込まれているためです。

### 嘘その二 コストに影響しない経費も算入

農水省の試算は「日本精米工業会工場実態調査（16年度）」を基にしています。しかしながら同調査の「搗精賃」には着色粒除去と直接関連のない固定経費（減価償却費、地代、固定資産税、金利等）が含まれています。過大な数字を基礎にして着色粒0.1%につき11.1%を乗ずる計算式がコスト差をさらに拡大させています。これでは実際と乖離した「机上計算」であり、非常に不適切な試算です。

仮に作業能率が低下しても増加する主な費用は「人件費」と「動力光熱費」の2つです。

### 嘘その三 「防除指導の徹底」→「農薬を使用した駆除は求めている」

これまで農水省は「農産物検査法では農薬を使用したカメムシ駆除まで求めているわけではありません」と、検査規格と農薬散布の関連を否定してきました。ところが実際は平成13年7月 生産局植物防疫課が各地方農政局宛に「防除指導の徹底」を通達しています。

それにより各都道府県は、カメムシの発生予察を行い、発生注意報・警報を発表するなど農家に「防除の徹底」を呼びかけているのが実情です。（裏面をご覧ください）

以下、業界関係者の証言を紹介します

▼JA全農あきた中央産地精米センター「1等米しか入荷しないことはあり得ないので着色粒の混入は想定している。工場の能率を低下させるとしても機械には余裕がある。また一週間の中で調整することもできる」▼選別機メーカー広報担当（サタケ）「年代や機種によっても違うが、0.3~0.5%までなら能率を落とさずに処理できる」

そしてなによりも明白なのは精米業者の精米委託料金でしょう。もし等級の違いでコストが500~1200円も違うのであれば、2、3等米の精米時には割増料金を請求するはずで